

相続対策まもなく終了！？

ビレッジ開発 営業部の ニコニコ相続通信

2016年2月号

みなさん、こんにちは。
ビレッジ開発様より委託を受けて、
今回から、ニコニコ相続通信の記事を担当させていただく事となりました。
相続専門 司法書士 の今井裕司です。
どうぞ宜しくお願い致します。

さて、今回は、「**相続対策の期限について**」

まだまだ元気だから大丈夫！ 相続対策はそのうちやればいいや！
なんて思っていないですか？
実は、相続対策って、意外と 時間がないのです。

その最大の理由は、「**認知症**」

亡くなるまでは、相続対策が打てるから、まだまだ時間はあると考えている 貴方！
そうでは、ありません。

相続対策の×切は 「**認知症 になるまで**」 なのです！

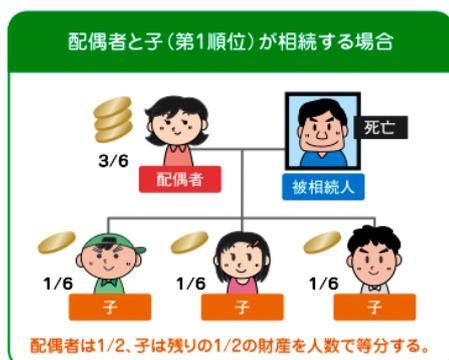
何故かと言えば、あらゆる相続税対策（暦年贈与、保険契約、アパート建設、売却、..等々）は、
すべて「**契約**」に基づいています。

認知症になり判断能力が低下すると、法律上、そもそも 「**契約**」することができなくなります。
つまりそれは、**相続対策が打てなくなる事** を意味します。

実例でご説明します。

先日、事務所に相談にみえた、長男Aさんのケース

相談内容



父が高齢（74才）で、自宅以外にも農地や貸宅地を所有している。

預金も合わせると1億円以上の財産になる。

相続人は、母と自分（長男A）と妹、弟の4人ですが、

家業や親の介護の事でもめており、兄弟の仲が悪い。

このままだと、相続税をたくさん払わされそうだし、

兄弟間でも紛争になりそうで、とても不安です。

何か良い方法はありませんか？

対処

しかし、よくよく話を聞いてみると、お父さんが、認知症で、施設で寝たきり状態・・・
名前を書くこともできず、話しかけてもほとんど反応がありませんでした。

これでは、遺言書も作れないし、贈与もできません。つまり何もできず、打つ手がありません。
兄弟間の紛争と相続税支払を、予想しながら、ただ待つしかない。という現実直面したAさんは、ただ、うなだれて帰られました。

実際のところ、このようなケースはいくらでもあります！
時間は、意外と あるようでありません！

今後、高齢化が進み、65才以上の5人に1人が認知症になる時代が来るとも言われています。

何事も、早く動いた分だけ、有利に事は進むものです。

とにかくまずは、ご自身が置かれている「現状」を「正確に」把握する事が最優先です
風邪をひいた時、自分で治そうとして風邪をこじらせる事はよくあります。

お医者さんは、処方をする前には、必ず診察をします。

それと同じで、相続対策は、相続に長けた専門家による、総合的な診察が肝要です。

今の世の中は便利なもので、簡易な相続診断であれば、税理士が無料で行っている場合もあります。
現状把握のための診断であれば、税理士が3万～5万程度で、診断してくれます。

実際に、司法書士と税理士がいっしょになって、相続税のシミュレーションをしたり、土地を暦年
贈与したり、資産管理法人を設立したりと、相続対策をされる方は、非常に増えています。

法定相続のまま大丈夫なのか。相続税がいくらかかるのか。有効な対策としてどんな手段がある
のかなど、まずは専門家に相談してみて、早めの対策を、是非心がけて下さい。

今回のキーワード 「**相続対策の×切は、認知症になるまで**」 です。



- 暦年贈与・相続時清算課税贈与
- アパート、マンション経営
- 預貯金の管理、子供への贈与
- 不動産の売却、資産の組み換え

ができなくなります！

連絡先 株式会社ビレッジ開発 営業部
担当 下村太一郎・外山 稔・西 徹
TEL 0566-71-0300
FAX 0566-77-4059
文章作成者
刈谷駅前・相続相談室 相続専門司法書士

司法書士あいち司法&相続 代表 今井裕司